



山形県公報

令和5年8月1日(火)

号外(27)

目次

規則

○山形県財務規則等の一部を改正する規則……………(人事課)…1

訓令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令……………(同)…2

規則

山形県財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月1日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第47号

山形県財務規則等の一部を改正する規則

(山形県財務規則の一部改正)

第1条 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号、第6条第1項及び別表第1第2項組織の区分の欄中「医療政策課」を「医療政策課、地域医療支援課」に改める。

(山形県行政組織規則の一部改正)

第2条 山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表健康福祉部の項中

「

医療政策課	医務企画担当、地域医療対策担当
-------	-----------------

」を

「

医療政策課	医務企画担当、地域医療対策担当
地域医療支援課	地域医療支援担当

」に改め、同条第2項の表中

「

医療政策課	地域医療支援室	
障がい福祉課	障がい者活躍・賃金向上推進室	

」を

「

障がい福祉課	障がい者活躍・賃金向上推進室	
--------	----------------	--

」に改める。

第16条第1項第2号中「健康福祉企画課」を「健康福祉企画課、地域医療支援課」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域医療支援課

イ 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること(がん対策・健康長寿日本一推進課で所掌するものを除く。)

ロ 医師の確保に関すること

第16条第2項中「医療政策課の分掌事務のうち同項第2号ロに掲げる事務は地域医療支援室で、」を削る。

第199条の表中

山形県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事	を
-------------	---	---

山形県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事	地域医療支援課	に改める。
-------------	---	---------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第12号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令

（山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部改正）

第1条 山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第5項の表中「地域福祉推進課」を「地域医療支援課、地域福祉推進課」に改める。

別表第2健康福祉部の項中

	山形県看護職員修学資金貸与条例に関する事。		1 第11条第1項の規定による返還の債務の免除に関する事。		を
	山形県医師修学資金貸与条例に関する事。		1 第8条第1項から第3項までの規定による返還の債務の免除に関する事。		

地域医療支援課	山形県看護職員修学資金貸与条例に関する事。		1 第11条第1項の規定による返還の債務の免除に関する事。		に改める。
	山形県医師修学資金貸与条例に関する事。		1 第8条第1項から第3項までの規定による返還の債務の免除に関する事。		

（山形県公文書管理規程の一部改正）

第2条 山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「 | 医療政策課 | 医政 | 」を
「 | 医療政策課 | 医政 |
| 地域医療支援課 | 地支 | 」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和5年8月1日印刷 発行所 山形県庁
令和5年8月1日発行 発行人 山形県